

# 弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

弘前市食生活改善推進員会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

## （甲の取組）

第2条 甲は、自ら行う「食を通して行う健康づくり活動」（以下、「甲の活動」という。）の一環として、市民に対し、家庭から出る食品ロスや生ごみの削減に係る次の項目の取組を呼びかけ、支援することによって、ごみの減量化・資源化に対する意識向上を図る。

（1）食材の使い切り・料理の食べきり、生ごみの水きりの「3キリ運動」を積極的に実践する。

（2）食品ロスや生ごみの削減につながる調理や保存のアイデア共有に努める。

2 甲は、乙が実施する食品ロスや生ごみの削減に係る取組に協力し、必要に応じて助言や支援を行う。

## （乙の取組）

第3条 乙は甲の活動を通して、食品ロスや生ごみの削減に係る意識啓発活動を実施する。

2 乙は、市全体が食品ロスや生ごみの削減に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施する。

（1）甲が有する食品ロスや生ごみの削減につながる調理や保存のアイデアを広報誌やホームページ等を用いて、積極的に情報発信する。

（2）甲が有する食品ロスや生ごみの削減につながる調理や保存のアイデアを出前講座や意見交換会などを通して、わかりやすく周知啓発する。

3 乙は、本協定の取組について、市民の理解と協力が得られるよう、広く周知する。

## （意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について情報共有を図るものとする。

## （協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月29日

甲 弘前市大字野田二丁目7番地1  
弘前市食生活改善推進員会

会長 斎藤 明子



乙 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市

弘前市長 櫻田 宏



## （意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について情報共有を図るものとする。

## （協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。